

義務付け訴訟の法定（検討参考資料・補充）

第1 義務付け訴訟の一般的要件

行政庁に対して一定の処分又は裁決（以下単に「処分」という。）をすべきことを義務付けることを求める訴訟（義務付け訴訟）については、一般的な要件として、例えば、次のような要件を定めてはどうか。

原告適格に関する要件

処分がされないことによって自己の法律上の利益を害され、又は害されるおそれがある者であること

本案に関する要件（一義性）

行政庁が一定の処分をすべきことが一義的に定まること

救済の必要性に関する要件

処分がされないことにより重大な損害を生じ、又は生ずるおそれがあり、他に適当な方法がないこと

第2 法令に基づく申請をした者が当該申請に対する処分を求める場合

1 申請に対する処分を求める場合の要件の特例

法令に基づく申請をした者が、当該申請を拒否する処分がされ、又は相当の期間内に当該申請に対する処分がされない場合に、当該申請に対する一定の処分をすべきことを義務付けることを求める訴訟については、第1の義務付け訴訟の一般的要件の特例として、例えば、次のような要件を定めてはどうか。

原告適格に関する要件

処分又は裁決についての法令に基づく申請をした者であること

本案に関する要件（一義性）

行政庁が一定の処分をすべきことが一義的に定まること（一般的要件と同じ）

救済の必要性に関する要件

(i) 当該申請を拒否する処分がされた場合において、当該拒否処分が無効であり、若しくは取り消すべきものであるとき、又は、(ii) 行政庁が当該申請に対し、相当の期間内に処分をすべきにかかわらず、これをしないときであること

2 取消訴訟等との関係

申請に対する処分を求める場合の義務付け訴訟の要件の特例を適用するた

めには、救済の必要性に関する要件（第2の ）の存在を訴訟上明らかにする観点から、その訴えにおける義務付けの請求は、申請拒否処分の無効確認若しくは取消しの請求又は不作為の違法確認の請求とともにしなければならないこととしてはどうか。

により併合して提起された訴訟は、判決の間の判断の抵触を避けるため、弁論及び裁判は分離しないでしなければならないことを原則とするが、処分の取消し又は不作為の違法確認の請求についてのみ訴訟が裁判に熟した場合において、義務付け訴訟についての審理の状況その他の事情を考慮して、より迅速な争訟の解決のため必要があるときは、裁判所は、申請拒否処分の無効確認若しくは取消しの請求又は不作為の違法確認の請求について一部判決をすることができることとしてはどうか。

により一部判決をした場合において、申請拒否処分の無効確認若しくは取消しの請求又は不作為の違法確認の請求についての判決が確定するまでの間については、判決の抵触の防止等の観点から、義務付け訴訟の訴訟手続の中止に関する規定を設けることとしてはどうか。